



資料8

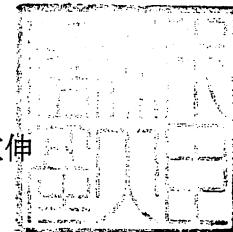
16 消安第5862号

平成16年10月26日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



日本農林規格の見直し等について（諮問）

下記の日本農林規格の見直し及び品質表示基準の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2及び第19条の8第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- ① 地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）
- 2 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1655号）
- 3 特殊包装かまぼこ類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1656号）
- 4 風味かまぼこ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1657号）
- 5 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1658号）
- 6 豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1684号）

地鶏肉の日本農林規格の見直しについて（案）

平成17年7月15日
農林水産省

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づき、地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）について、平成16年11月4日及び平成16年12月21日開催の農林物資規格調査会部会において見直しを行った。

2 見直しの結果

地鶏肉の日本農林規格について、

- (1) 格付の対象となる地鶏肉の部位を明確化するとともに、ささみ等については「地鶏ささみ」等と表示する規定を設けること
 - (2) 品質保持期限の用語を賞味期限に統一すること
- 等の改正を行う。

なお、平飼い等の飼育要件に関し、全国の生産実態を調査した上で、広く消費者の意見を聴き、次回の規格見直しにおいて検討することとなった。

地鶏肉の日本農林規格の見直しについて

見直し基準2 (1) ② (廃止の是非を検討するに当たっての基準)

ア 見直しを行う年度の過去2ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	該当せず (小売販売額は23.8%増)
イ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	該当せず (複数の都道府県で格付)

廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当しないため、改正又は確認の方向で検討した。

地鶏肉の日本農林規格の改正概要

1 適用の範囲の変更

(適用の範囲)

規 定	改 正 案	現 行
	<p>この規格は、鶏肉<u>(ささみ (すじなしを含む。) 、こにく、かわ、あぶら、きも (血ぬきを含む。) 、すなぎも (すじなしを含む。) 、その他の可食内臓 (以下「もつ」という。) 及びがら (以下「ささみ等」と総称する。) を含む。)</u>に適用する。</p>	<p>この規格は、鶏肉に適用する。</p>

- ・格付の対象となる地鶏肉の部位を明確化するため、正肉類以外の部分を規定する。

2 表示事項及び表示の方法の変更

事 項	改 正 案	現 行
表 示 事 項	<p>1 次に掲げる事項を表示してあること。</p> <p>(1) <u>名称</u> (2)～(5) [略] (6) <u>消費期限</u> (7)・(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきもの以外のものにあっては、1の(6)に掲げる事項に代えて、賞味期限を表示してあること。</p>	<p>1 次に掲げる事項を表示してあること。</p> <p>(1) <u>品名</u> (2)～(5) [略] (6) <u>消費期限</u> (7)・(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきもの以外のものにあっては、1の(6)に掲げる事項に代えて、賞味期限<u>(品質保持期限)</u>を表示してあること。</p>

事 項	改 正 案	現 行
表示の方法	<p>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) <u>名称</u> 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「<u>名称</u>」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。<u>ただし、ささみ等にあっては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載すること。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 消費期限又は賞味期限 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあっては消費期限(<u>定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがない</u>と認められる期限を示す)</p>	<p>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) <u>品名</u> 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「<u>品名</u>」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 消費期限又は賞味期限 <u>(品質保持期限)</u> 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあっては消費期限(<u>容器包装の開かれていな</u>い製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると期待される品質を有する)</p>

事 項	改 正 案	現 行
表示の方法 (前頁の続き)	<p>す年月日をいう。) を、それ以外のものにあっては賞味期限 <u>(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。</u>ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。) を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>ア [略] イ [略] ウ [略] エ [略] (7)～(9) [略] 2・3 [略]</p> <p><u>4 この条中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と記載することができる。</u></p>	<p>すると認められる期限をいう。) を、それ以外のものにあっては賞味期限 <u>(品質保持期限)</u> (容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。) を、「消費期限」又は「賞味期限 <u>(品質保持期限)</u>」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>ア 平成11年7月1日 イ 11.7.1 ウ 1999.7.1 エ 99.7.1 (7)～(9) [略] 2・3 [略]</p>

(改正理由)

- ・適用の範囲で格付の対象を広げたことから、ささみ等については「地鶏ささみ」等と表示する規定を設ける。
- ・JAS法と食品衛生法とで規定の統一が図られたことから、品質保持期限の用語を賞味期限に統一する。

地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）一部改正案新旧対照表

改	正	案	現	行
地鶏肉の日本農林規格 (適用の範囲)	地鶏肉の日本農林規格 (適用の範囲)	地鶏肉の日本農林規格 (適用の範囲)	地鶏肉の日本農林規格 (適用の範囲)	地鶏肉の日本農林規格 (適用の範囲)
第1条 この規格は、鶏肉（ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（ぬめきを含む。）、すなぎも（すじなしを含む。）、その他の可食内臓（以下「もつといえい」と総称する。）を含む。）に適用する。 (定義)	この規格は、鶏肉（ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（ぬめきを含む。）、すなぎも（すじなしを含む。）、その他の可食内臓（以下「もつといえい」と総称する。）を含む。）に適用する。 (定義)	この規格は、鶏肉（ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（ぬめきを含む。）、すなぎも（すじなしを含む。）、その他の可食内臓（以下「もつといえい」と総称する。）を含む。）に適用する。 (定義)	この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 第2条 [略]	この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 第2条 [略]
在 来 種 [略]	在 来 種 [略]	在 来 種 [略]	用 語 定 義	用 語 定 義
平 飼 い [略]	平 飼 い [略]	平 飼 い [略]	在 来 種 明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。	在 来 種 明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。
放 飼 い [略]	放 飼 い [略]	放 飼 い [略]	飼育方法をいう。	飼育方法をいう。
在 来 種 由 来 血 液 百 分 率 [略]	在 来 種 由 来 血 液 百 分 率 [略]	在 来 種 由 来 血 液 百 分 率 [略]	在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあっては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値をいう。	在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあっては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値をいう。
（地鶏肉の規格）	（地鶏肉の規格）	（地鶏肉の規格）	（地鶏肉の規格）	（地鶏肉の規格）
第3条 [略]	第3条 [略]	第3条 [略]	事 項 基 準	事 項 基 準
素 び な [略]	素 び な [略]	素 び な [略]	在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及び化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。	在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及び化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。
飼 育 期 間 [略]	飼 育 期 間 [略]	飼 育 期 間 [略]	飼育日から80日間以上飼育していること。	飼育日から80日間以上飼育していること。
飼 育 方 法 [略]	飼 育 方 法 [略]	飼 育 方 法 [略]	28日齢以降平飼いで飼育していること。	28日齢以降平飼いで飼育していること。
飼 育 密 度 [略]	飼 育 密 度 [略]	飼 育 密 度 [略]	28日齢以降1m ² 当たり10羽以下で飼育していること。	28日齢以降1m ² 当たり10羽以下で飼育していること。
（地鶏肉の品質）	（地鶏肉の品質）	（地鶏肉の品質）	事 項 基 準	事 項 基 準
表 示 事 項 [略]	表 示 事 項 [略]	表 示 事 項 [略]	1 次に掲げる事項を表示してあること。	1 次に掲げる事項を表示してあること。
(1) 名称	(1) 品名	(1) 品名	(1) 品名	(1) 品名
(2) [略]	(2) 組合せ	(2) 組合せ	(2) 組合せ	(2) 組合せ
(3) [略]	(3) 飼育期間	(3) 飼育期間	(3) 飼育期間	(3) 飼育期間
(4) [略]	(4) 飼育方法	(4) 飼育方法	(4) 飼育方法	(4) 飼育方法
(5) [略]	(5) 内容量	(5) 内容量	(5) 内容量	(5) 内容量
(6) [略]	(6) 消費期限	(6) 消費期限	(6) 消費期限	(6) 消費期限
(7) [略]	(7) 保存方法	(7) 保存方法	(7) 保存方法	(7) 保存方法
(8) [略]	(8) 生産業者（小分けをしたものにあっては、小分け業者）の氏名又は名称及び住所	(8) 生産業者（小分けをしたものにあっては、小分け業者）の氏名又は名称及び住所	(8) 生産業者（小分けをしたものにあっては、小分け業者）の氏名又は名称及び住所	(8) 生産業者（小分けをしたものにあっては、小分け業者）の氏名又は名称及び住所
2 [略]	2 [略]	2 [略]	2 [略]	2 [略]

表示方法	1 表示事項の項目に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。	3 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきもの以外のものにあっては、1の(6)に掲げる事項に代えて、賞味期限を表示してあること。
表示方法	<p>(1) 名称 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等においては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 消費期限又は賞味期限</p> <p>品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあっては消費期限(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。)を、それ以外のものにあっては賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合で</p>	<p>掲げる事項を省略することができる。</p> <p>3 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきもの以外のものにあっては、1の(6)に掲げる事項に代えて、賞味期限(品質保持期限)を表示してあること。</p> <p>(1) 品名 商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「品名」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。</p> <p>(2) 組合せ 「組合せ」の文字を冠して、在来種由来血液百分率が50%以上である父鶏又は母鶏の由来する在来種の一般的な名称を「父〇〇×母〇〇」、「父〇〇」又は「母〇〇」等と記載すること。なお、この場合において父鶏又は母鶏の由来する在来種が2品種以上である場合にあっては、それぞれの在来種に由来する血液百分率の高いものから順に1品種以上の名称を記載すること。</p> <p>(3) 飼育期間 「飼育期間」の文字を冠して、飼育した期間を、次のいずれかにより記載すること。 ア ○〇日 イ ○〇日以上 ウ ○〇日～○〇日（上限の日数と下限の日数との差は20日以内であること。）</p> <p>(4) 飼育方法 「飼育方法」の文字を冠して、「平飼」又は「平飼い」と記載すること。ただし、28日齢以降放飼いしたものにあっては、「放飼」又は「放飼い」と記載することができます。この場合においては、当該文字の次に括弧を付して、28日齢以降全飼育期間放飼いしたものにあっては「全期間」等と、28日齢以降一部の飼育期間を放飼いしたものにあっては放飼いした期間を週の単位で「〇週間」等と単位を明記して記載すること。</p> <p>(5) 内容量 「内容量」又は「正味量」の文字を冠して、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(6) 消費期限又は賞味期限(品質保持期限) 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあっては消費期限(容器包装の開かれていらない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、採取可能であると期待される品質を有すると認められる期限をいう。)を、それ以外のものにあっては賞味期限(品質保持期限)(容器包装の開かれていらない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限を</p>

あつても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。) を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。

ア [略]
イ [略]
ウ [略]
エ [略]
(7) [略]

2 [略]
3 [略]

4.この条中、「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と記載することができる。

表示禁止事項

〔略〕

いう。) を、「消費期限」又は「賞味期限(品質保持期限)」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。

ア 平成11年7月1日
イ 11.7.1
ウ 1999.7.1
エ 99.7.1

(7) 保存方法

- 〔保存方法〕又は「保存温度」の文字を冠して、「4℃以下で保存すること」、「4℃以下」等と記載すること。
 - (8) 生産者の氏名又は名称及び住所
「生産者」又は「生産者」の文字を冠して記載すること。
 - (9) 小分け業者の氏名又は名称及び住所
「小分け業者」、「加工包装業者」、「加工包装者」、「加工業者」又は「加工者」の文字を冠して記載すること。
- 2 表示事項の項に規定する事項の表示は、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は地鶏肉に近接した掲示その他の見やすい場所にしてあること。
- 3 容器又は包装に表示する場合においては、当該表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305(1962)(以下「JISZ8305」という。)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあつては、JISZ8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができます。

- | | |
|---|---|
| <p>表示禁止事項</p> <p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>(1) 品評会等で受賞したものであることを示す用語(ただし、品評会等で受賞した鶏と素ひなの品種(交配様式)、ふ化日から飼育期間並びに28日齢以降の飼育方法及び飼育密度を同じくするものであつて、受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語</p> <p>(2) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示</p> | <p>別表(第2条関係)</p> <p>会津地鶏、伊勢地鶏、岩手地鶏、インギー鶏、烏骨鶏、鶴姫鶏、ウダイチャーン、エーコク、横浜ブリマスロック、沖縄等地鶏、尾長鶏、河内奴鶏、雁鶏、岐阜地鶏、雁鶏、河本種、熊本種、久連子鶏、黒柏鶏、コーキン、声良鶏、薩摩鶏、佐渡馨地鶏、地頭鶏、軍鶏、芝鶏、小国鶏、倭鶏、東天紅鶏、蜀鶏、土佐九郎ッド</p> |
|---|---|

<p>〔略〕</p>

(参考)

副品目



きも



きも(血ぬき)



すなぎも



すなぎも(すじなし)



こにく

正肉類

むね肉(うら)



正肉類



もも肉(うら)

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成16年11月4日（木）

14時～

場所：農林水産省共用会議室A～D
(日本郵政公社本社2階)

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格の見直し（改正）について

- ア 地鶏肉の日本農林規格
- イ 豆乳類の日本農林規格
- ウ 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格

(2) 品質表示基準の改正について

- ア 豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準
- イ 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準
- ウ 特殊包装かまぼこ類品質表示基準
- エ 風味かまぼこ品質表示基準
- オ 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準

(3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 地鶏肉の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 豆乳類の日本農林規格の見直しについて（案）
- 4 豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準の改正について（案）
- 5 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格の見直しについて（案）
- 6 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準の改正について（案）
- 7 「特殊包装かまぼこ類品質表示基準」、「風味かまぼこ品質表示基準」及び「魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準」の改正について（案）
- 8 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏名	役職
○岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
○小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○斎藤 俊子	主婦 (食品表示ウォッチャー)
○塩越 康晴	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
○谷口 肇	中部大学応用生物学部教授
○寺内 正光	(社) 日本食肉市場卸売協会会長
○並木 利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
石倉 悠吉	(社) 日本フードサービス協会理事
伊藤 明徳	日本豆乳協会技術部会長
伊東 尚武	全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会専務理事
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
坂本 典壽	全国煮干協会会長
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
土橋 芳和	(社) 日本缶詰協会技術部課長
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
森 修三	つゆ類専門委員会委員
森 英雄	(社) 日本食鳥協会副会長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員 (食品表示ウォッチャー)
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成16年12月21日(火)

14時～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格の見直し（改正）について

- ア 地鶏肉の日本農林規格
- イ 果実飲料の日本農林規格
- ウ 炭酸飲料の日本農林規格
- エ にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- オ 農産物漬物の日本農林規格

(2) 品質表示基準の改正について

- ア 果実飲料品質表示基準
- イ 炭酸飲料品質表示基準
- ウ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準
- エ 農産物漬物品質表示基準

(3) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 地鶏肉の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 果実飲料の日本農林規格の見直しについて（案）
- 4 果実飲料品質表示基準の改正について（案）
- 5 炭酸飲料の日本農林規格の見直しについて（案）
- 6 炭酸飲料品質表示基準の改正について（案）
- 7 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格の見直しについて（案）
- 8 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準の改正について（案）
- 9 農産物漬物の日本農林規格の見直しについて（案）
- 10 農産物漬物品質表示基準の改正について（案）
- 11 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職
○伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事
○岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
○小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○加藤 信子	関西生活者連合会理事
○斎藤 俊子	主婦(食品表示ウォッチャー)
○塩越 康晴	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
○谷口 肇	中部大学応用生物学部教授
○寺内 正光	(社) 日本食肉市場卸売協会会长
○並木 利昭	日本スーパー・マーケット協会事務局長
○畠江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
石倉 悠吉	(社) 日本フードサービス協会理事
江上 徹	(社) 全国清涼飲料工業会技術部長
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
倉石 要一	全日本漬物協同組合連合会 J A S 規格改正検討委員会専門委員
小早川 好弘	(社) 全国トマト工業会技術委員会委員長
小林 隆男	(社) 日本果汁協会技術委員長
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
森 英雄	(社) 日本食鳥協会副会長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員(食品表示ウォッチャー)
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員

(パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃に係る意見提出手続きによる寄せられた意見・情報
(地鶏肉の日本農林規格)

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H17.1.7～2.6）

(1) 受付件数

消費者団体	1 件
その他（JAS認定機関）	2
不明	2
合計	5 件

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 W T O通報によるコメント（募集期間：H17.5.9～7.8）

受付件数：なし

【地鶏肉の日本農林規格】

パブリックコメントの募集に寄せられた御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
<p>「組合せ」の表示は、在来種由来血液百分率が50%以上である父鶏又は母鶏の由来する在来種の一般的な名称を「父〇〇×母〇〇」等と記載することとなっているが、「父ロードアイランドレッド×母ロードアイランドレッド」と表示されたものは、ロードアイランドレッド100%と誤解されるので、「在来種の血統割合」等として「ロードアイランドレッド50%」等と表示すべきである。</p>	<p>一般に地鶏は、在来種を交配する場合が多く、由来する在来種を表示することが必要となります。加えて在来種の血統割合（在来種由来血液百分率）を表示することについては、交配した在来種が3種類以上の場合もあり、表示が複雑となることから現行の規定としたものです。</p>
<p>在来種を規定する別表中の「比内鶏」は、天然記念物であるので食べることはできないのではないか。「比内地鶏」と規定すべきである。</p>	<p>御意見のように、比内鶏はロードアイランドレッド等の雌と交配させ「比内地鶏」として流通しています。別表は、父鶏又は母鶏になることができる在来種を示したもので、必ずしも、全てそのまま地鶏肉として流通するものではありません。</p>
<p>「「品名」の文字を冠して…載すること。」が「「名称」の文字を冠して…記載すること。」に変更となっているので、包装資材の在庫の関係から猶予期間を設けて欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「名称」又は「品名」のいずれも使用可能となるよう修正することとします。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
適用の範囲として、丸肝（脾臓）、たまひも（輸卵管・たまみち）、白子、背肝（腎臓）、きんかんを加えて欲しい。	御意見を踏まえ、適用の範囲に可食内臓全体が含まれるよう修正することとします。
今回、改正が見送られた飼育方法（要件）は、消費者の商品選択上の目安として大切なポイントであり、早急な対応が不可欠。幅広い消費者の意見を聴取してほしい。	平飼いの飼育要件については、全国の生産実態を調査した上で、広く消費者の意見を聴き、次回の規格見直しにおいて検討することとしています。